

砺波市国際交流協会規約

(名 称)

第1条 この協会は、砺波市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協会は、砺波市と国際友好都市及び在住外国人との市民交流事業等の推進を図るため、広く文化・教育・産業等多方面にわたる交流により、相互の理解と繁栄に貢献し、国際意識の高揚と世界平和に寄与する事を目的とする。

(事 業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)国際交流の促進
- (2)国際理解の啓発及び普及
- (3)国際協力の促進
- (4)多文化共生の促進
- (5)国際友好都市の交流団体との連絡調整
- (6)その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員及び年会費)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する次の会員をもって構成し、年会費は次のとおりとする。

- (1)個人会員 2,000円
- (2)団体・法人会員 10,000円

2 即納の年会費及びその他の拠出金等は、これを返還しない。

(入 会)

第5条 協会に入会しようとするときは、会長に対し砺波市国際交流協会入会申込書（様式第1号または第2号）を提出するとともに、年会費を納入しなければならない。

(退 会)

第6条 協会を退会しようとするときは、会長に対し砺波市国際交流協会退会申出書（様式第3号または第4号）を提出しなければならない。ただし、既に納入された年会費については返還しないものとする。

(除 名)

第7条 会長は、会員が次の場合に該当するときは、理事会の承認を経て、総会の議決により除名することができる。

- (1)協会の規約に違反したとき
- (2)氏名・現住所等の個人情報を偽ったとき、及びそれが発覚したとき
- (3)協会の名誉を傷つけたとき、又は目的に反する行為をしたとき
- (4)その他除名すべき正当な理由があるとき

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当する場合、その資格を失うものとする。

- (1)死亡
- (2)退会
- (3)除名
- (4)会費を2年間滞納したとき

(役員)

第9条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 事務局次長 2名

- 2 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再任されることができる。

(役員を選出)

第10条 会長及び副会長は、理事の中から互選し、総会の承認を得るものとする。

- 2 理事、監事、事務局長及び事務局次長は、会員の中から選出する。

(役員職務)

第11条 会長は、会務を総理し、協会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、協会の運営にあたる。
- 4 監事は、協会の会計を監査する。
- 5 事務局長は、協会の事務の全般を担当する。
- 6 事務局次長は、事務局を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(顧問等)

第12条 協会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、協会の国際交流についての基本的、かつ、総合的な施策に関する意見を述べることができる。

(総会)

第13条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 2 総会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 規約の変更
 - (4) 役員を選出
 - (5) その他会長が必要と認める事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事、事務局長及び事務局次長をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

- 2 理事会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 協会の運営に関する事項
 - (2) 総会に付議する事項
 - (3) その他会長が必要と認める事項

(議 事)

第15条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第16条 協会の業務を積極的に遂行するため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会は次のとおりとし、会員はいずれかの部会に属するものとする。

(1) トルコ部会

(2) オランダ部会

(3) 中国部会

3 部会には、部会長を置く。

4 部会長は、会長が任免する。

5 部会の会議は、部会長がこれを招集する。

(委員会)

第17条 会長は、必要があると認めるときは、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、会長が指名する。

3 委員会には委員長を置く。

4 委員長は、会長が任免する。

5 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

(経 費)

第18条 協会に要する経費は、会費、拠出金、協賛金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 協会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第20条 協会の事務を処理するため、事務局を富山県砺波市栄町7番3号 砺波市役所内（砺波市企画政策課内）に置く。

2 事務局長、事務局次長及び事務局員は、会長が任免する。

(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年4月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行後、最初に選出される委員の任期は、第9条第2項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。